

欧州の基準・認証制度の動向(2010年5月/6月)

● トピック・ニュース

化学製品に関する REACH 規制、施行状況

EUのREACH規制の遵守状況を調べるために、関係当局が協調して実施した初のキャンペーンがこのほど終了した。25 ヶ国のメーカー、輸入業者及び下流の需要家 1600 者が対象になった。うち、4 分の 1 近くで、現行の最低要求基準が遵守されていないことが判明した。発見された問題としては、安全性データシートの不適合が最も多かった。この結果開始された刑事訴訟は 3 件のみで、キャンペーンは主に、改善を求める警告として機能した。

REACH規制を遵守するのは実に複雑であり、また、頻繁に新たな発表がなされたために混乱に拍車がかかっている。各国政府さえ、既定のすべての日程を遵守するのは事実上不可能となりうることを認めている。関係当局が、11 月に来る次回の期限に係る規制を厳格に施行するかどうか、今のところ判然としていない。次回の期限においては、ほとんどの化学物質について完全な登録が要求されるが、その準備は予定の日程に比して遅れている。

関連URL:

http://echa.europa.eu/doc/about/organisation/forum/ref_1_facts_report.pdf

http://echa.europa.eu/doc/press/pr_10_12_candidate_list_20100618.pdf

http://echa.europa.eu/doc/press/na_10_31_moratorium_of_ten_guidance_updates_20100602.pdf

エネルギー効率性：ラベリングの義務の更新

家庭向け機器にエネルギー効率性ラベリングを義務付ける制度が一部更新され、家庭用の電気オーブンに新たな測定規格が導入された。これとは別に、エネルギー効率性ラベリングを義務付ける制度を、その使用に当たって直接又は間接の相当の影響を及ぼすすべての製品に拡大適用する旨を定めた指令が採択された。この拡大適用に係る新措置は、2010 年中に発表される見込み。製造業者には、新たな要求基準の発表からその施行まで、12 ヶ月の猶予期間が与えられる。

エネルギー効率性のラベリングを義務付ける制度は、最低限達成すべき性能基準を設定する「エコデザイン」規制とは別だが、エネルギー効率性の改善を通じて二酸化炭素の排出量を削減するという目標を共有している。欧州委員会の非公式な声明によると、CEマーキングもカテゴリーとして含まれるEUの全ニューアプローチ指令が3年以内に更新され、新たな番号を付与し再発行される見込みである。

なお、欧州委員会は、主要な要求や適合性評価プロセスに対する実質的な変更は、既に全く別個に議論され公表されている場合を除いて導入しないことを明言している。ただし、これらの修正に関して、指令ごとのスケジュール発表の有無は明らかにされていない。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:144:0031:0031:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:128:0045:0056:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/labelling/energy_labelling_en.htm

ゼロエネルギー建築物：EU で大きな前進

建築物のエネルギー性能に関する指令（EPBD）の修正がこのほど採択された。2020年までに、新規の建築物と、その価額の25%を越える費用を投じる改修の対象となった建築物について、ゼロエネルギーに近い基準を達成することを義務付ける内容。公共部門の建築物は、これよりも早い時点で基準を遵守することが求められる。建築物とその材料・部品の設計にかかる時間を考慮すると、実施のためのプランは、期限よりもはるかに前の段階で着手されることを要する。これまでの建築物の規模に関する下限は撤廃され、小規模な建築物もエネルギー効率性の要求基準適用が求められることとなった。

新たな要求基準の主要部分は、12ヵ月以内に策定される。すなわち、エネルギー性能の算定のための統一手法、認証システムの変更、財政的なインセンティブが決められる。

ただし、修正された指令においては、主要な問題が未解決のまま残されている。「ゼロエネルギーに近い基準」という言葉の定義が明確に定められていないのである。屋根に設置された太陽電池パネルから得られるエネルギーなど、再生可能エネルギーは二酸化炭素排出ゼロと見なされ、また消費されるエネルギーとしては、暖房、冷房及び温水のために必要なものが考慮されるという点は明確に定められているが、例えばハイブリッド車はどのように扱うのかは明確ではない。この点の不明確さは、以前から主要な業界団体からの批判をうけていた。この点についても、12ヵ月内に新たな規定が加えられることが期待されている。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:153:0013:0035:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/buildings/buildings_en.htm

<http://www.buildup.eu/>, <http://www.epbd-ca.org/>

燃料の認証：EU、新たなスキームを要求

EUは加盟各国に対して、「持続可能なバイオ燃料」の導入促進を図る新たな認証スキームを提案するよう求めた。その主な対象には、運輸部門（2020年までにバイオ燃料のシェア10%達成が

目標)だけでなく、その他の部門も含まれている。ここでは、EU指令により定められた「持続可能」と認められるバイオ燃料だけが対象とされる。2010年時点の導入目標は5.8%で、2008年現在のシェアは推定で3.4%だった。

EUの発表においては、EU指令以上に規格や適合性評価システムに係る詳細が何ら含まれておらず、EU当局が困難を加盟各国に押し付けたという印象は隠せない。EUは過去に、主に米国及びブラジルと共に、国際的に通用する基準の策定を目指した国際的なプログラムに参加し、EUの内部でも、標準化に向けた様々なイニシアチブに着手しているが、今回の発表では、こうした過去の作業との関連性も明確ではない。

関連URL:

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/711&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/10/247&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

http://ec.europa.eu/energy/renewables/biofuels/sustainability_criteria_en.htm

EUの製品安全指令改正、準備開始

欧州委員会はこのほど、現行の製品安全指令(GPSD)の改善が必要と思われる2つの点について、改正案を準備する目的でパブリックコメントの募集を開始した。すなわち、1)消費者の関心が大きいが、部門別の指令では対象外になっている製品について、安全性に関する共通の規格を認定する手続きの迅速化、2)製品の安全性についてさまざまな加盟国の様々な検査機関が、相互に矛盾する報告を出した場合に生じる問題を克服する方法、の2点。コメント募集に合わせて発表された文書は、この2つの点について、現状の問題点を説明し、可能な取り組みの選択肢を提示している。

GPSDは、分野別の規制対象になっていないすべての製品について、安全に関する一般的な原則を定めており、EUにおける製品安全に対して大きな貢献をしたと見なされている。その最も突出した例は、同指令が導入した危険な製品に関する情報を欧州全域に迅速に通報するためのRAPEXシステムであろう。今回の発表は、当該制度を継続的に改善するという考えを示すものである。同じ機会に、市場の監視の手続きなど、管理面の問題もコメント募集の対象になる。

関連URL:

http://ec.europa.eu/consumers/safety/prod_legis/GPSD_consultation/index_en.htm

http://ec.europa.eu/consumers/safety/prod_legis/GPSD_consultation/docs/implementation_GPSD_report_012009_en.pdf

消費者クレームのフォーマット、新たに調和化の対象に

欧州委員会は、消費者クレームの報告方法に関する域内統一に向けた最初の一步を踏み出した。欧州委はこの問題で拘束力がない勧告を発表したが、これには、製品及びサービスと、クレームの種類（品質、価格、安全性、詐欺）に関する分類方法の統一、そして、新たな報告方法に関する ICT 関連の仕様が含まれている。現在、EU 域内で運営されているこの種のシステムは 700 件を超えており、数が多すぎるため、顧客の不満足の原因を欧州レベルで把握するのが難しくなっている。このたび、2011 年末までにすべてのクレームのうち 70% をカバーするシステムを作るとの目標が発表された。ただし、システムの設計や運営に係る費用問題があって、加盟各国による早期の採用がなされるかどうかは予断を許さない。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:136:0001:0031:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/consumers/strategy/complaints_en.htm

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/567&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

自動車部門：国際規格に向けて重要な一歩

EU は、4 輪車種別の認可仕様の大部分を、自動車部門の主要な国際調和団体である UNECE の国際仕様により置き換える日程と方式について詳細を発表した。EU の旧仕様のうち 50 件が向こう 5 年間で置き換えられることは既に公表されていたが、それらが UNECE のどの文書により置き換えられるのか詳細がこれまで発表されていなかった。今回、新たな準拠文書となる 60 件強の文書のリストが公表された。

この分野で国際規格への切り替えを進めるという方針は新しいものではないが、EU 当局はこれまでに、変革を進めるスピードが緩慢であるとして、批判を受けてきた。今回の新たな発表は、この点で大きな前進である。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0310:FIN:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:200:0001:0024:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:116:0001:0052:EN:PDF>

● 最新情報

CE マーク関連の全指令:

2008 年に採択された新たな広範な枠組みに CE マーク関連の個々の指令を適合させるためのプランの一環で、10 件の指令を 3 年以内に改正することが提案された。また、当局は、主に、メーカー、

輸入業者及び販売業者への義務の適用に係る影響について、パブリックコメントを募集することを決めた。

関連URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemlongdetail.cfm?item_id=4289&lang=en

<http://ec.europa.eu/enterprise/policies/single-market-goods/regulatory-policies-common-rules-for-products/new-legislative-framework/>

機械指令 :

70件を超える規格に関する文書が新たに承認された。2つの重要な例外を除くと、国際規格がないことが目立つ。昨年に失効した指令の旧バージョンの下で承認された規格は、改めて承認されない限りは無効であるという点に関する注意が改めてなされた。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:136:0001:0041:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:152:0014:0014:EN:PDF>

自動車 :

1) 水素を動力とする車両及び電気を動力とする車両について、規制上の仕様制定に向けた重要な前進があった。これら2つの技術は、従来型の燃料を代替する技術に関するEUにおける研究事業で競合している。2) 第三者機関検査による物理的検査の代わりとして、車両の一部の検査に関するメーカーの自己検査又はCAD検査の使用又はその両方を可能にする新規則が発表された。3) 2008年に提案された、高度道路交通システム(ITS)の導入のための枠組みが、近く採択されると報じられた。ただし、主に現在の経済状況から鑑みて、導入が実践的な影響をもたらすかどうかは判然としない。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:122:0001:0107:EN:PDF>

爆発物 :

爆発物の海運に係る個々の船舶の電子方式による届出が10月から義務化され、残存していたわずかな数の書類による届出が廃止される。この分野での個々の船舶の届出は、爆発物に関する指令が1993年に導入されて以来課されている義務であり、電子方式は最近の数年間で段階的に導入されていた。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:155:0054:0055:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/chemicals/specific-chemicals/explosives/index_en.htm

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/chemicals/documents/specific-chemicals/explosives/index_en.htm

電気通信／周波数：

1) 800MHz 台の帯域を無線のインターネット・データ通信に用いるための技術的なパラメーターが新たに定められた。農山漁村を含めて、欧州全域での展開に向けた重要な一歩となる。これは、EUにおいて「デジタル化による周波数跡地」と呼ばれるものの一部であり、一般公衆には、デジタル電気通信技術の効率性改善という大きな利益をもたらす。2) 昨年設立の方針が発表されたところの、欧州の新たな電気通信監督機関は、ラトビアのリガに置かれることが決まった。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:117:0095:0101:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecomm/radio_spectrum/documents/legislation/index_en.htm

ガス機器：

規格を列挙した新たなリスト（統合版）が公表された。このリストは初めて、2009年に導入された指令が定める新番号に依拠している。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:118:0001:0009:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/documents/harmonised-standards-legislation/list-references/appliances-burning-gaseous-fuels/index_en.htm

身体防護用具（PPE）：

規格のリストが更新され、今年に安全性に関する緊急通報の対象になった2つの規格文書が除外された。あるEUの公式サイトはこれらの安全でない規格を受忍可能としてリストアップしているが、実際にはそうではない。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:118:0010:0040:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/mechanical/documents/standardization/personal-protective-equipment/index_en.htm

● 新規公式報告書及び関連発表

偽造品：

EUの新設組織である模造品・海賊版欧州観察局が活動を開始した。独自のロゴ（下図参照）を備え、大々的に活動を開始した。この分野におけるEUの取り組みはこれまで批判の対象となっており、これを改善しようという意欲を示した。しかし、これまでになされた実質的な活動は、模造品が経済に与える影響に関する新たな調査を依頼したことに限られる。世界では、この種の調査は既に十分になされている。



関連URL:

http://ec.europa.eu/internal_market/iprenforcement/observatory/index_en.htm

http://ec.europa.eu/internal_market/iprenforcement/index_en.htm

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=CES/09/97&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

気候変動：

EUが京都議定書においてなした2012年までの排出削減の公約を達成できるメドが立ったことを受けて、EUは、ポスト京都の2020年までの温室効果ガス削減目標を、現行の20%から30%に引き上げることが可能かどうか、検討を開始した。引き上げの場合には、技術と設計に重大な影響が生じると思われる。また、目標の引き上げは費用の増大を招くだろう。EUは、現行のプランと比べて、年間300億ユーロの追加費用が発生すると推計している。EUはまた、目下の世界的な金融危機において、各国政府は引き上げの承認を渋る可能性があると考えている。

関連URL:

http://ec.europa.eu/environment/climat/future_action_com.htm

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/618&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/10/215&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>